

12月の保健衛生事業

予 防 接 種

区 分	場 所	接 種 日	判 定 日	時 間
種痘 対象者 ・昭和43年10月1日生～昭和44年11月30日生までの人 ・来年少小中学校へ入学する人 ・前年度接種しなかった人又は判定で不審とされた人	和 納 小 学 校	16日	22日	午後1時30分 2時30分
	岩 室 小 学 校	17日	23日	
	間 瀬 小 学 校	18日	24日	

不 用 犬 の 引 取 り

かわいい仔犬や、不用になった飼犬も、野放しにしておくとかやがて人にきらわれ、迷惑や危害を加えたりする「のら犬」になってしまいます。不用になった犬は、保健所の手で、きちんと仕末してもらって下さい。それが動物を飼う人の正しい愛情というもの。そして飼っているうちは、必ずつないでおいて下さい。

場 所	日	時 間
岩 室 公 会 堂	10 日	午後1時～2時30分

国 民 健 康 保 険 の 手 続 き

転出や転入のとき、手続きが遅れたために、本人や家族の方が不利益を受けたというようなことがときどきおきています。次のことがあったときは、世帯主は必ず、14日以内に手続きをしてください。

こんなときには手続きを	手続きに必要なもの	
国保に はいる 場合	<ul style="list-style-type: none"> 転入したとき 勤務先の健康保険をやめたとき 子どもが生まれたとき 生活保護が廃止されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金手帳、印鑑、米穀通帳、被保険者証 印鑑、被保険者証、母子手帳、米穀通帳 印鑑、保護廃止通知書
国保を やめる 場合	<ul style="list-style-type: none"> 転出のとき 勤務先の健康保険に加入したとき 死亡したとき 生活保護が開始されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑、被保険者証、米穀通帳、新しい保険証 印鑑、被保険者証、米穀通帳 印鑑、被保険者証、保護決定通知書
市町村内で住所が変わったとき	印鑑、被保険者証、米穀通帳	
加入者の氏名が変わったとき		
世帯主が変わったとき		
世帯の合併、分離のとき	印鑑	
被保険者証をなくしたとき		
子弟が修学で他の市町村に転出するため、別の被保険者証が必要なとき		
出かせぎなど、長期間他府県などに行くため、別の被保険者証が必要なとき	印鑑、被保険者証	

(注) 転入、転出、転居などのときは、届と一語に手続きをすることができます。

予 防 注 射 の 事 故 を 防 ぐ た め に 実 施 方 法 を 一 部 変 更

最近、全国的に予防注射のための副作用が問題となり、これを防ぐために予防接種法に基づく方法で、きちんと実施することになりました。

岩室村でも村医師会と協議の結果、つぎのように取り決められましたので、注射を受けに来られる方は必ずお守り下さい。

一、問診票の活用
各家庭で問診票を確実に記入して持参下さい。問診票がない場合は注射

二、乳幼児は母子手帳を持参下さい。

三、当日、会場で体温を測定しますので、番号順に熱を測って下さい。

四、注射器と注射針は一人一本ずつ使いますので、問診が済んで医師の前に並ぶ時には、スムーズに出来るように腕を出しておいて下さい。

予 防 接 種 事 故 の 救 済 制 度 が で き ま し た

予 防 接 種 に よ る 事 故 の 救 済 に つ い て は 現 在、 国 で 検 討 を 進 め て い ま す が、 と り あ え す、 今 回 当 面 の 行 政 措 置 と し て 国、 県、 市 町 村 が 次 の 方 法 で そ の 救 済 を 行 な う こ と に な り ま し た。

一、救済制度の対象となる
予 防 接 種
(1) 予 防 接 種 法 に も と づ い て 行 な わ れ た 定 期 お よ び 臨 時 の 予 防 接 種
二、救済の方法
(2) 昭和三十七年度から実施されたインフルエンザ特別対策実施要領および、昭和四十二年度から実施された日本脳炎特別対策実施要領にもとづく予防接種
(3) 結核予防法にもとづく定期および定期外の予防接種(BCG)等であります。

五、医師会の協力して下さい。注射をした日は、入浴の時間がきまっておりますので、注射の時間を必ずお守り下さい。

六、注射をした日は、入浴と、激しく体を動かす事はしないで下さい。

三、申請手続および詳細については、役場の社会福祉課に御相談ください。

(1) 医療費
前記一の予防接種の副反応(通常生ずる副反応を除く)と認められる疾病により、現に医療を必要としている者に対し支給されます。

(2) 後遺症一時金
前記一の予防接種の副反応と認められる疾病に起因する後遺症を有している者に対し支給されます。

(3) 弔慰金
前記一の予防接種の副反応と認められる疾病により死亡した者の遺族に対して支給されます。

おたのしみ
おたのしみ

11月
まで19

死亡の部		出生の部	
氏名	年令死亡月日	氏名	出生月日
長沼 鈴木 大池 本杉	67 74 65 69	後藤 山崎 小嶋 山岡	10 10 11 11
徳七 栄司 作	26 27 6 13	藤克 竜貴 正	11 11 11
世帯主		行舟 秀栄 正	10 10 11
富西 高和 石間	26 27 6 13	信夫 信市 信	11 9 3
岡中 7 橋 7 瀬		岩部 岩部	11 11
		岩部 岩部	11 11
		岩部 岩部	11 11